

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合建設工事等請負に係る予定価格の事前公表試行要綱

平成23年7月8日

(目的)

第1 この要綱は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合(以下「組合」という。)の契約事務の透明性を高め、公正かつ適正な執行の推進を図るため、組合が発注する建設工事等の予定価格を入札前に公表すること(以下「事前公表」という。)の試行的な実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の対象)

第2 事前公表の対象は、管理者が指定する一般競争入札に係る建設工事等とする。

(公表の内容)

第3 事前公表の内容は、事前公表しようとする予定価格(税込み)を明示することにより行うものとする。

(公表の時期)

第4 事前公表の時期は、入札の公告時に公表するものとする。

(公表の方法)

第5 事前公表の方法は、入札公告に記載することにより行うものとする。

(入札の手続)

第6 事前公表の入札の手続きは、組合財務規則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札の回数は1回とし、落札者がいない場合は入札を中止し、不調とする。
- (2) 入札参加者は、入札時に入札額の根拠となった積算内訳書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月8日から施行し、同日以後に告示する一般競争入札に係る入札から適用する。